


令和 5 年度版

# 「自治会活動マニュアル」

- 
- ★自治会の意義や実際の運営方法をまとめてみました。  
日々の自治会活動にお役立ていただければ幸いです。
  - ★内容については、年度ごとに更新していく予定です。
  - ★本マニュアルでは、自治会・町内会を総称して、「自治会」と表記しています。
  - ★住みよい豊かなまちづくりをめざし、一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。



右の QR コードから  
鴻巣市公式 HP の  
本マニュアル掲載  
ページに入れます。



鴻巣市 市民生活部 自治振興課

## ＜自治会についての基本事項編＞

- Q1. 自治会とはどんな組織？・・・・・・・・・・・・・・・・P2～P3
- Q2. 自治会ではどんな活動をしているの？・・・・・・・・P3～P4
- Q3. 自治会費はなぜ払うの？何に使うの？・・・・・・・・P4
- Q4. 自治会員名簿の作成・配布の注意点は？・・・・・・・・P5
- Q5. 古くなった回覧板を新しくしたい・・・・・・・・P6
- Q6. 市役所から依頼される文書が多すぎる・・・・・・・・P6
- Q7. 自治会運営交付金はどういうお金？・・・・・・・・P6
- Q8. 自治会運営交付金の実績報告書の提出は？・・・・・・・・P7
- Q9. 行政推進報償金はどういうお金？・・・・・・・・P7
- Q10. 自治会集会所を新しく建てたい・・・・・・・・P7
- Q11. 自治会集会所を修繕したい・・・・・・・・P8
- Q12. 自治会の備品を購入したい・・・・・・・・P8
- Q13. 自治会で財産を持つには？・・・・・・・・P8
- Q14. 防犯灯の新規設置や点灯していない場合はどうしたらいいの？・P9
- Q15. 鴻巣市自治会連合会とはどんな組織？・・・・・・・・P9
- Q16. 自主防災組織とは・・・・・・・・P9～P10

## ＜自治会の課題に答える編＞



- Q1. 会長の後任が見つからない・・・・・・・・P11
- Q2. 役員交代がうまくいかない・・・・・・・・P11～P12
- Q3. 会員の加入率を高めたい・・・・・・・・P12～P13
- Q4. 自治会活動を活性化していくには？・・・・・・・・P13～P14
- (参考) 地方自治法第260条の2・・・・・・・・P15～P17
- 自治会活動参考ホームページ・・・・・・・・P18

## <自治会についての基本事項編>

### Q1 自治会とはどんな組織？

A1 自治会は、原則として一定の地域的区画に居住ないし営業するすべての世帯と事業所を組織することをめざし、その地域的区画内に生ずるさまざまな共通の問題に対処することを通して、地域を代表し、地域の共同管理に当たる住民自治組織です。地域の住民は、自主的かつ積極的に会員になることが求められています。

自治会の役割は、地域で発生する生活上の問題を解決していこうと、住民が協力して取り組むことであり、そのような活動を通して地域環境を良好に維持していくことにあります。そのためには、イベントやお祭りなどを通して、住民同士がお互いに知り合いになり、交流を深めることが大切です。



夏祭り

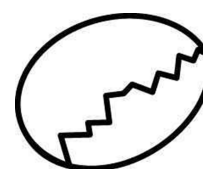
自治会の組織は、住民相互の親睦だけでなく、地域を構成するすべての人々の意思を反映するものとして、地域運営や行政との関わりにおいて大きな役割を担う性格を持っています。



防災訓練

また、市が自治会として認める基準は認可地縁団体になるための要件を定めた地方自治法第260条の2(P15)に準じていますので、地方自治法第260条の2の規定を満たしている必要があると考えます。具体的には、自治会とは、町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住居を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、その区域の住民相互の連絡

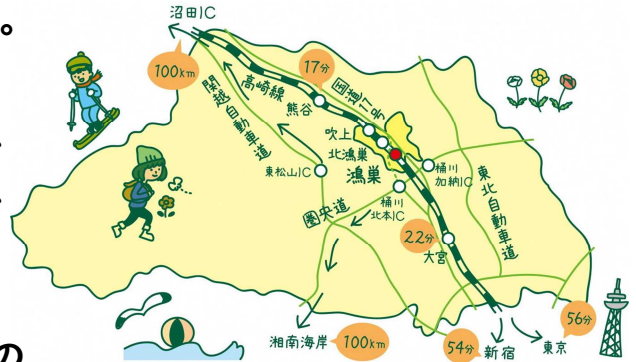
環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、現にその活動を行っているものと規定されています。



また、自治会の区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められており、当該自治会が相当の期間にわたって安定的に存続している区域の現況によらなければならないとされています。

さらに、その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていることが必要です。少なくとも、目的、名称、区域、構成員、役員、会議、会費などについて定めた規約を持ち、事業計画や予算などの活動内容を決めて、住民承諾のもと活動する必要があります。

自治会の役員については、一般に会長、副会長、書記あるいは会計を三役として、他の役員については、全世帯をいくつかの組又は班に分けて選出した組長・班長と環境や文化・体育や福祉などの各分野の委員を含めて役員として構成するところが一般的となっています。



## Q2 自治会ではどんな活動をしているの？

A2 自治会は、市等からのお知らせ文書の配布、ごみ処理などの環境衛生、防犯、防災、交通安全、福祉など良好な地域社会を形成するため、地域住民の親睦と連帯の場として重要な役割を担っています。自治会の規模や歴史により活動内容は異なりますが、自分たちの住んでいる地域を快適で住み良いものとするため、概ね次の活動を実施しています。

① 広報紙等の配布（広報かがやき、議会だよりや各種回覧などのお知らせは、自治会のご協力により各世帯に配布しています。）

② レクリエーション活動

（夏祭り、おおとりまつりなどの行事に協賛したり、各自治会単位で盆踊り大会、敬老会などを行っています。）



資源回収



③環境美化運動（ごみ集積所の管理、資源回収や春と秋のごみゼロ運動月間などに協力しています。）

④社会福祉事業に協力（歳末助け合い運動や赤い羽根共同募金、日本赤十字社の社資募集などに協力しています。）

⑤防犯・防災活動（児童生徒の登下校時のパトロール、防犯灯の設置申請、防災訓練などを行っています。）



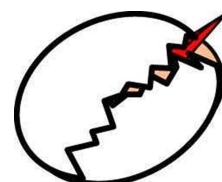
防犯パトロール

### Q 3 自治会費はなぜ払うの？何に使うの？

A 3 自治会は、住みよい地域づくりのため、地域の問題解決や、地域住民のコミュニティ向上のために活動しています。自治会費は、そのために要する経費を賄うものです。

ある自治会の年会費の内訳には、防災用品の購入費用、地区自治会連合会費、自治会の会議費、役員手当、自治会主催のイベント費用、ごみ集積所の管理費等の費用が含まれています。

なお、募金や寄付金を強制的に集金することについては、違法判決が出ています。募金等は、個人の自発的意思によるべきものですが、自治会によっては集金の手間を省くために自治会費に募金を上乗せして集金しているケースが見受けられます。このような方法で行う場合は、任意で行われるべきものであり、強制することはできませんのでご注意ください。



## Q 4 自治会会員名簿の作成・配布の注意点は？

A 4 平成 27 年の個人情報保護法改正（平成 29 年 5 月 30 日施行）により、自治会等の非営利組織を含む全ての事業者に個人情報保護法が適用されました。注意点は次のとおりです。

- ① 個人情報を集める時は、利用目的を決めて、本人に伝える。  
（例）「会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配布するため」などと利用目的を特定し、回答用紙に利用目的を明示する。
- ② 集めた個人情報は決めた目的以外のことには使わない。  
集めた個人情報は、あらかじめ決めた目的の範囲内で利用する必要があります。  
また、特定した目的以外のことを利用したい場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要があります。
- ③ 取得した個人情報は盗難・紛失等のないよう安全に管理する。  
名簿の配布先の会員に対して、盗難や紛失、転売したりしないように注意を呼びかけることも重要です。
- ④ 個人情報を他人に渡す際は、本人の同意を得る。  
ただし、以下の場合は同意を得なくても提供できます。
  - (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命・財産を守る場合
  - (3) 業務委託先に提供する場合
- ⑤ 本人からの「個人情報の開示請求等」には応じる。

### ※個人情報とは

生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものを指します。  
氏名だけでなく、住所、電話番号、メールアドレス、自治会における役職等も氏名と紐づけて管理している場合には個人情報になります。



## Q 5 古くなった回覧板を新しくしたい

A 5 交換する回覧板の数が多い場合は、自治振興課まで連絡をお願いします。少量であれば、両支所・各公民館・各コミュニティセンターにも用意しておりますので、電話で確認のうえ、お受けとりください。



## Q 6 市役所から依頼される文書が多すぎる

A 6 「広報かがやき」が月1回の発行となっており、1回当たりの文書配布量が多くなっていますが、全戸配布文書を広報に掲載してもらうようにするなど、1回に配布する文書が集中することのないように努めております。しかし、年度末等文書が集中する場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

## Q 7 自治会運営交付金はどういうお金？

A 7 自治会運営交付金は、各自治会の育成・支援のため、自治会の活動全般に対する補助金として交付するものです。

①交付時期：8月末

②算定基礎：600円×世帯数(令和5年4月1日現在)+20,000円(均等割)

③申請方法：補助金交付申請書及び請求書(6月送付)を締切(7月14日)までに自治振興課・両支所・各公民館・各コミュニティセンター・市民活動センターのいずれかの施設に提出してください。

④振込口座：自治会名義の口座に振込みます。



## Q 8 自治会運営交付金の実績報告書の提出は？

A 8 自治会運営交付金の実績報告書は、毎年2月（予定）に自治会長様宛に送付します。実績報告書は、自治会の総会終了後に総会資料（事業報告書及び決算報告書）を添付して自治振興課・両支所・各公民館・各コミュニティセンターまで提出してください。なお、新年度にあたり自治会長が交代される場合は新旧どちらの会長からご提出いただいてもかまいません。

## Q 9 行政推進報償金は、どういうお金？

A 9 行政推進報償金は、地域自治会の環境、暮らし、安全等に関する役務の提供等に対する謝礼として自治会に交付するものです。

- ①交付時期：2月末
- ②算定基礎：315円×世帯数（令和5年4月1日現在）+10,000円（均等割）
- ③申請方法：報償金請求書兼口座振替依頼書（12月送付）を自治振興課・両支所・各公民館・各コミュニティセンター・市民活動センターのいずれかの施設に提出してください。
- ④振込口座：自治会名義の口座に振込みます。



## Q 10 自治会集会所を新しく建てたい

A 10 鴻巣市集会施設等整備事業補助金交付要綱により、市町村と地域団体との協働事業補助金（県が支給する補助金）を受けた場合、1,000万円以下の事業は、事業費の70%、1,000万円を超える事業は、1,000万円を超える金額の20%の金額に700万円を加えた額（上限900万円）が補助されます。（県と市の合算）

例えば、1,500万円の集会所を建設すると県と市の補助金を合わせて800万円、地元負担が700万円となります。市の予算措置が必要となりますので、事前に自治振興課 市民協働推進担当までお問い合わせください。



## Q11 自治会集会所を修繕したい

A11 補助制度は以下の2種類があります。市の予算措置が必要となりますので、事業を実施する前に自治振興課へご相談ください。

○一般修繕（部分的修繕）（要綱第2条第3号修繕）

総事業費50万円以上、補助率50%、上限30万円

○老朽化対策修繕（要綱第2条第4号修繕）※築20年以上対象  
総事業費100万円以上、補助率50%、上限100万円

## Q12 自治会の備品を購入したい

A12 一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品等の整備に対し、宝くじの受託事業収入を財源とした助成を行っています。市が自治総合センターに申請するため、希望する自治会は必ず事前に自治振興課へご相談ください。

また、市HPで事業を紹介しておりますので、参考にご覧ください。



▲市HP

交付額：100万円～250万円（10万円未満切り捨て）

## Q13 自治会で財産を持つには？

A13 一定の要件を満たした自治会が、市長の認可を得て「認可地縁団体」となりますと、その自治会が契約の主体として、自治会名義で土地や建物などの不動産を持つことができます。

手続きについては、自治振興課 市民協働推進担当へご相談ください。



## Q14 防犯灯の新規設置や点灯していない場合はどうしたらいいの？

A14 防犯灯は、夜間における犯罪を防止し、歩行者の通行の安全を確保することを目的に、原則電柱に設置しており、設置を必要とする方からの申請に基づき市が必要と判断した場合に設置しています。申請する際には、設置場所周辺の住民、耕作者の承諾を得たうえで、自治会長・町内会長又はそれに代わる方から自治振興課へ申請してください。

設置要件や申請書様式などは、市HPに掲載しておりますので、ご覧ください。



▲市HP

また、すでに設置されている防犯灯が夜に点灯していない場合は防犯灯の管理番号または所在地を自治振興課 防犯・交通担当へご連絡ください。

## Q15 鴻巣市自治会連合会とはどんな組織？

A15 鴻巣市を10地区に区分した地区自治会連合会の会長、副会長、会計等の数名の方が会員となり、鴻巣市自治会連合会を組織しています。この会は、自治会の健全な発展を目的とし、様々な事項について協議する、市との連絡調整を行うほか、必要な助成を行っています。

## Q16 自主防災組織とは

A16 「自分たちの地域は自分たちで守る。」という共助の考えに基づき、初期消火、救出、救護、集団避難、給水、炊き出しなどの防災活動を行う団体（組織）のことをいいます。

通常、自治会単位で結成されますが、地域の方々により自発的に活動する団体であれば、自治会単位の結成に限定するものではありません。複数の自治会が連合で自主防災組織を結成する事例も多く、結成の仕方



は地域の実状に合わせて様々です。

危機管理課では自主防災組織の結成支援を行っておりますので、ご不明点等ありましたら危機管理課までご連絡をお願いいたします。

また、危機管理課では自主防災組織の育成及び防災活動の円滑な推進を図るため、自主防災組織に対し、防災用資機材や活動経費の一部を補助し、自主防災組織を支援しています。

①自主防災組織活動補助金→年額 2 万円（運営費の助成を行う。）

※毎年度、申請が必要です。

平成 27 年度までに結成した団体は 10 年間 3 万円となります。

（11 年目以降は 2 万円）

②資機材整備費補助金→25 万円

（結成後、防災用資機材を調達する場合、1 度のみ助成を行う。）

※平成 27 年度までに結成した団体は 15 万円となります。

③合同防災訓練実施補助金→市内の自主防災組織等が行う、2 団体以上（自主防災組織及び自治会）が参加する合同防災訓練に対し、訓練に掛かった指定の経費（上限 10 万円）について補助。

自主防災組織についてのご相談は、危機管理課へお願いいたします。



▲危機管理課で  
有償で貸与して  
いる防災ラジオ



## ＜自治会の課題に答える編＞



### Q1 会長の後任が見つからない

#### A1 日頃から適任者を探す努力をしよう

「次の担い手の発掘のため、会長自ら会員との交流の機会をもち、やる気のある後継者をつねに探し、日頃から候補者に声をかけて育成している」「若い担い手として、PTA 会長経験者などにねらいを定めている」この二つの声は、課題解決のためのきっかけのひとつとなるでしょう。

後継者は、組織の維持・発展のために、できるだけ滞りなく行いたいところです。もし、会長が突然病気にでもなったら、まったく経験のない人が選挙で選ばれたら、組織の運営に支障をきたさないとも限りません。“日頃から” “会員との交流の機会をもち” “やる気のある人” “PTA 会長経験者” など、いくつかの解決するための手がかりとなることばがあります。

人物の人柄を知るためにも、あらゆる機会を見つけて後任候補者と接しておきましょう。

会長にふさわしい能力を身につけた人であることも大事ですが、とくに柔軟性や寛容な精神などあわせもつ人が、好ましいといえるのではないのでしょうか。

### Q2 役員の交代がうまくいかない

#### A2 定年制とノートがスムーズな秘けつ

「70歳を交代の目安とし、現在の役員が次の世代につなげることをたえず考え、次の担い手を確保し、引継ぎノートをつくっている」規約で定年制をもうけ、役員の交代を会の運営に支障をきたさないよう順をおって交代するようにしています。また、次の役員のために活動内容の記録や行事の申し送り事項、活動状況を記してあります。こうした日頃の記録を残すことにより「いつ」「だれが」「どこで」「なにを」「どうしたか」がわかり、滞りのない運営へと導き、新しい役員になった方も戸惑うことなく任務を遂行することができます。そして、前任者の活動をより発展させて、会員の信頼を得ることができます。



役員の変更は、病気・死亡などの理由で行われることは、避けなければなりません。地域住民や企業の地縁組織である自治会は、関係するすべての人や組織が尊重されなければならない性格のものでありますから、個人の都合やわがままが通る組織であってはなりません。定年制の年齢制限をどこへ設定するかは各会で決めるものですが、社会情勢や一般常識、会の継続性などを考えて設定するべきではないでしょうか。

市HPでダウンロード  
できるオリジナル加入  
案内チラシひな型▶



### Q3 会員の加入率を高めたい

#### A3-1 新規会員を増やす方法

「新築の一戸建ての世帯には必ず入会の勧誘」「回覧板、掲示板で勧誘」「不動産業者が自治会の説明」「会員用冊子をつくり勧誘」「活動報告を未加入者にも必ず配布」「自治会用のメールアドレスをつくり勧誘チラシに記載し、そこに連絡してもらうようにする」「スーパーやコンビニ、地域の商店街、病院や不動産屋などにポスターを貼らせてもらう、チラシを置かせてもらう」「祭りや炊き出し訓練、懇親会等の行事をきっかけに入会の勧誘」など、さまざまな工夫やきっかけづくりで入会をはかっている団体が多くみられました。

また、入会を拒否する人の中には、自治会が何の活動をしているのか、どう地域の役に立っているのか、入会するメリット、生じる義務など、自治会の意義・会員の権利・義務などについて認知していないため、入会しない方もいます。

加入チラシには入会費・年会費、入会で得られるメリットなど、  
会員の権利・義務などについて記載しましょう。

#### A3-2 退会者を減らす方法

「会員の希望や都合に沿って参加できるボランティア制度を作り、特定の分野はその方々に協力をお願いする」「仕事をしている人には土日に協力してもらう」「輪番制で回ってくる役員については一定の条件下で役を軽減したり免除する制度を設ける」など、会員それぞれに合ったかたちで、できる範囲で協力をお願いしましょう。



また、コロナ禍では困った時に助け合う、共助の大切さが再認識されています。自治会の中には会員に対し、自治会費や積立金などから独自の給付金を支給するところもあります。

民間保険会社が行ったコロナ禍での「たすけあい」に関する意識調査では、これからの社会に「たすけあい」が必要と思う人は9割超、「たすけあい」があふれる社会に共感する人は8割超となっている一方、社会がたすけあいにあふれていると実感できる人は4割強となっています。アフターコロナ、ウィズコロナで、こうした助け合いが求められる中、その受け皿に自治会がなれるのか。今こそ、一度立ち止まって自分たちの活動を見直す良いチャンスです。自分たちにとって本当に必要な活動とは何か、どういう運営の方法であれば、新たな人や若者も参加してくれるのか。現在ある活動を見直して本当に今、自治会がやるべきことは何か、自治会は何のためにあるのかを原点に立ち戻って話し合ってみましょう。アンケートで会員の声を聞くのも一つの方法です。

#### Q4 自治会活動を活性化していくには？



##### A4-1 自治会を自己実現の場に変えていく

「会主導の活動は限界があるため、会は場づくり、会員が主役の活動へ転換しよう」

全てを自治会で抱え込み、会が企画し運営する活動ではなく、会は場を提供、コーディネートする役割を主とし、会員があっという間にやってみたいなどを実現する場とし、会員有志やボランティアが企画・運営する等、会員が主役の活動の場を増やしていくことです。たとえば、自治会が担う役割は自治会でなくてはできない防災や防犯などに特化。一部の親睦や交流事業などは会員有志のボランティアが企画し運営する活動へ委ね、自治会の役割をミニマムにして負担を減らしていく。会員が企画運営するサークルや趣味の会、同世代が集まる交流会やイベントなど、会員が地域にこういうものがあつたらいいねと思ったら、提案してもらい、仲間を募集するお手伝いを自治会の広報でしたり、所有の会館などがあれば貸し出したり、一部費用を助成したり・・・。

自治会の中に会員の“やりたい”を実現する場を作り、自治会に入ったら

役をやらされるのではなく、自分のやりたいことができる自己実現の場に変えていく。そうすることで自治会は負担を減らし、地域には多様なグループやコミュニティが生まれ、地域の人をつなぎ、地域の顔の見える関係づくりが活性化していく。その活動をきっかけに地域活動の担い手が生まれ育っていく。活動の中にそうした好循環を作っていくことで、住民が強制ではなく、自発的に楽しみながら地域とかかわり、活動に参加していくことができるようにしていくのです。

## A4-2 困難は分割して考えよう

「自治会独自では解決が難しい問題は地域の学校や企業、幅広い団体と連携しよう」

高齢者の支援や子育て支援など、時代のニーズに合った新たな事業は自治会だけで対応していくのでは難しいので、地域共通の課題に対しては、行政、他の自治会、地域の団体、学校や企業、商店街やNPO、経済界などを含めた多様な活動団体と一緒にあって取り組んでいく連携協働が大切です。

**★自治会活動活性化のため事業に悩まれた際は職員出前講座をご活用ください!!**

## 職員出前講座とは？

市職員が皆さんの集会などに出向いて、皆さんの関心が高い事項や市役所の仕事などについて分かりやすく説明します（令和5年4月1日現在、46講座用意）。

講座は、10人以上のグループを対象に、9時～21時までの原則90分以内で実施します。受講には事前に申込みが必要です。

受講会場（市内公共施設や集会所等）をご用意のうえ、

秘書課窓口で受講申込書を提出いただくか、パソコン・スマートフォンで「鴻巣市電子申請・届出サービス」からWeb申込みをしてください。

また、講座内容・申込方法・申込書等は市HPに掲載していますのでご確認ください。

職員出前講座について質問がありましたら秘書課までお問い合わせください。



▲市HP



## (参考) 地方自治法第260条の2 (地縁による団体)

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

四 規約を定めていること。

③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

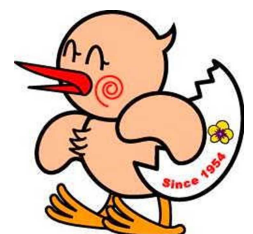
八 資産に関する事項

④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。





- ⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。
- ⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
- ⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- ⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- ⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- ⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。
- ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があったときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となったこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもって第三者に対抗することができない。
- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。



- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条 及び第七十八条 の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項 中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法 別表第三に掲げる法人とみなす。



**※令和 3 年 1 1 月 2 6 日施行**

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 1 1 次地方分権一括法）において、地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 1 3 項の条文の一部が改正されました。

従来、自治会等の地縁団体が法人格を得る（認可地縁団体となる）ための条件として不動産等の保有又は不動産等を保有する予定が必要でしたが、法改正後は不要となりました。

これにより、不動産等を保有していない団体においても、認可地縁団体となることができ、個人財産と法人財産の混同を防止することや、団体が契約の主体となることができるようになりました。

## 〈自治会活動参考ホームページ〉

自治振興課で作成した自治会活動の参考となるページをまとめてみました。

- ・自治会活動について

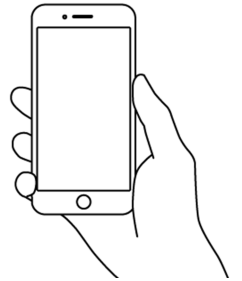
(自治会活動マニュアル・自治会活動事例集作成に係るアンケート結果・自治会とは)



- ・自治会への配布物（広報かがやき発行予定スケジュール・配布文書一覧）



- ・配布数変更の場合について



- ・自治会への各種補助（一般コミュニティ助成事業・自治会運営交付金・行政推進報償金・集会施設等整備事業補助金）



- ・自治会長・町内会長さんへ（各種提出書類について）



- ・コロナ禍の自治会活動について（コロナ禍の自治会活動ハンドブック・総会の書面開催について）



- ・自治会加入のしかた（自治会加入案内チラシ・オリジナル加入案内チラシひな型・自治会規約見本）





〈引用〉

- ①NPO法人Tenvまちづくりネットワーク機構防災コミュニティ研究（2013）「Q&A防災市民組織の不安・悩み・課題にこたえる」
- ②水津陽子（2019）「トラブル解消、上手に運営！自治会・町内会お悩み解決実践ブック」株式会社実業之日本社
- ③水津陽子（2020）「こうして地域のリスクに備える！令和・アフターコロナの自治会・町内会運営ガイドブック」株式会社実業之日本社

令和5年7月1日発行  
鴻巣市市民生活部自治振興課  
TEL：048-541-9017  
FAX：048-577-8461  
E-mail:jichi@city.konosu.saitama.jp

